

# 総務省 規制の事前評価書

## (公正な競争の促進に関する制度の整備)

所管部局課室名：総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課  
電話番号：03-5253-5978  
e-mail：kaisei2015-zigyohou@ml.soumu.go.jp  
評価実施時期：平成 27 年 3 月

### 1. 規制の目的、内容及び必要性

#### (1) 現状及び問題点

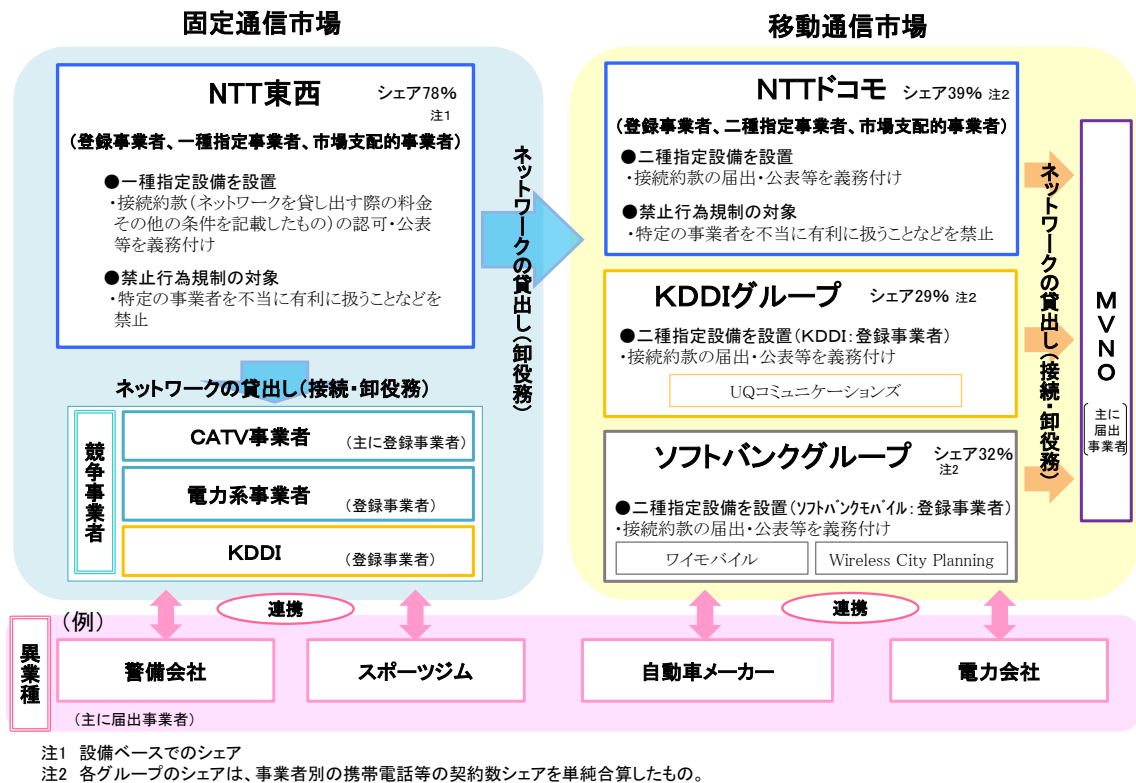
- 我が国は、昭和 60 年の電電公社の民営化及び電気通信事業法（以下「法」という。）の施行により電気通信事業分野に競争原理を導入した。以降、電気通信市場において電気通信回線設備を設置する事業者のうち、一定の回線シェアを占める事業者（一種指定事業者 ※<sup>1</sup> 及び二種指定事業者 ※<sup>2</sup>）に対しては、他事業者に対してネットワークを貸し出す際の料金その他の条件を記載した接続約款の作成等を義務付けるとともに、市場支配的な事業者に対しては、特定の事業者を不当に有利に扱うことなどを禁止する禁止行為規制を適用してきた。
- 他方、一般の事業者に対しては、電気通信回線設備を設置する事業者の参入規制を許可制から登録制 ※<sup>3</sup> に緩和し、料金・約款規制等を緩和することで、民間事業者による活発な競争を促してきた。
  - ※ 1 第一種指定電気通信設備（一種指定設備：固定通信市場における一定の回線シェア（50%）を占める設備として指定する設備（法第 33 条第 1 項））を設置する事業者のこと。平成 27 年 3 月現在 NTT 東日本、NTT 西日本が該当。
  - ※ 2 第二種指定電気通信設備（二種指定設備：移動通信市場における一定の端末シェア（10%）を占める設備として指定する設備（法第 34 条第 1 項））を設置する事業者のこと。平成 27 年 3 月現在 NTT ドコモ、KDDI、沖縄セルラー電話、ソフトバンクモバイルが該当。
  - ※ 3 電気通信回線設備を設置しない事業者は、従前より届出による参入が可能。
- 上記のような競争原理の導入や規制緩和の結果、新規参入事業者の増加等により競争が促進され、光回線サービスの契約割合が世界 1 位、高速データ通信が可能な移動通信サービスの契約数が世界 2 位になるなど、我が国の電気通信は世界最高水準のものとなっている。しかしながら、現在の電気通信市場は、特に移動通信市場において、他の事業者の株式取得等によるグループ化が進展し、事業主体が実質的に 3 グループに収れんしつつある。その結果、協調的寡占の色彩が強い市場が形成されていると指摘されており ※<sup>4</sup>、各社の提供する料金プランが横並びとなり、国際的にも高い料金水準となっている。
- また、移動通信市場において市場支配的な事業者と他の移動通信事業者のシェアが近接化している状況にあるほか、このような市場環境の変化を踏まえ、無線ネットワークを借り受けてサービスの提供を行う MVNO ※<sup>5</sup> の参入や一種指定事業者による光回線サービスの卸売の本格的な開始といった状況も生じている。
- このような状況の中、現在の規制を維持すると、電気通信市場における更なる寡占

化等により公正な競争が阻害され、一部ではより一層利用者に不便をもたらすなど、電気通信の健全な発達を阻害するおそれがあると考えられる。

※4 情報通信審議会答申（平成26年12月18日）P23

※5 MVNO（Mobile Virtual Network Operator）：電波の割当てを受けてサービスを提供する電気通信事業者から無線ネットワークを借りて、移動通信サービスを提供する電気通信事業者。

（参考）現在の電気通信市場の競争状況



#### (ア) 電気通信事業の登録の更新制度の導入

- 個々の利用者に直接つながる電気通信設備（光回線、携帯電話の基地局等）のうち、一種指定設備及び二種指定設備は、国民生活、社会経済の基盤となる通信インフラであるが、このような設備の高度化や維持・運用には、多額の設備投資が必要となる一方、市場が活性化し、設備を設置する複数の事業者による競争が行われることが、通信インフラの高度化やサービスにつながるものである。
- 電気通信事業においては、度重なる規制緩和の実施等により、多数の事業者が参入してきたところである。しかし多額の設備投資が必要という同事業の性格上、現在、このような設備を設置する者は、グループ化の進展による寡占化により、サービスの多様化・高度化の停滞、料金の高止まりや横並び等の弊害が懸念されている。また、合併や株式取得には、多額の資金が必要となるとともに組織の大きな変更を伴うため、電気通信事業者の経営基盤や事業運営体制に大きな影響を与える可能性がある。

- このため、一種指定事業者や二種指定事業者の合併や株式取得が行われた場合には、多額の設備投資を伴う事業を適確に遂行可能な経理的基礎や体制を有しているかといった点や、グループ化の進展に伴う電気通信の健全な発達への影響を確認する必要がある。
- しかし、電気通信回線設備を設置する電気通信事業への参入制度は登録制（法第9条等）とし、合併等が行われた場合は事後に届出を行えば足りる（法第17条）こととなっており、合併等が行われた場合には、上記の点を確認することができないため、事業者の経理的基礎等に問題があった場合には、サービスの安定的な提供が確保されず、利用者に不便をもたらす恐れが生じている。
- 以上を踏まえ、一種指定事業者及び二種指定事業者が合併や株式取得等を行った場合には、多額の設備投資を伴う事業を適確に遂行可能な経理的基礎や体制を有しているかといった点や、グループ化の進展に伴う電気通信の健全な発達への影響を審査するため、新たに登録の更新制度を導入する必要がある。

#### **(イ) 二種指定設備との接続に関する制度の見直し**

- 電気通信は、事業者のネットワーク同士がつながることで多数の利用者の情報のやりとりが可能となるものであるため、事業者が他の事業者の電気通信設備と接続できることが重要となる。この点、移動通信市場は、多額の設備投資を要し新規参入が難しいため、一定の端末シェアを占める設備（二種指定設備）を設置する事業者が接続交渉の優位性を持ち、それを背景として接続協議を長期化する等、公正競争を阻害する行為が行われるおそれがあることから、当該設備との適正かつ円滑な接続を確保するため、当該事業者（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル等）に対し、接続約款の届出が義務付けられている（法第34条）。
- 現在、移動通信市場では、設備を設置する事業者（MNO<sup>※</sup>）の寡占化が進み、主要事業者（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル等）の料金が横並びとなる中、設備を持たない事業者（MVNO）が参入し、これらの事業者が設置する二種指定設備と接続していわゆる「格安スマホ」のような多様なデータ通信サービスを提供している。
- MVNOは、自らの付加価値を付けた多様なサービス提供のため、MVNOの要望する接続箇所での接続等を求めているが、現行制度では、接続約款において様々な接続箇所が必要な機能のみと接続するための情報の記載を義務付ける規定等がなく、MVNOは、優位な交渉力を持つ二種指定事業者との間の接続協議では、新たなサービスを提供するために必要な通信機能等の利用を実現することや、接続料の算定方法について、協議を円滑に進めることが困難となっている。
- このため、MVNOの参入を更に促進し、多様なサービスの実現による利用者利便の増進を図るために、MVNOと二種指定設備との円滑な接続を確保することが必要な状況となっている。

※ MNO (Mobile Network Operator) :

電波の割当てを受けて自身の無線ネットワーク（移動通信網）を持ち、移動通信サービスを提供する電気通信事業者

#### **(ウ) 一種指定設備・二種指定設備を用いる卸電気通信役務の業務開始届出制の導入**

- 一種指定設備及び二種指定設備を用いる卸電気通信役務（卸役務）<sup>\*</sup>については、一種指定設備・二種指定設備との接続に係る接続料等を定めた接続約款の認可・届出、公表義務等を設けている接続制度とは異なり、相対協議による自由な取引が認められている。これまでは、他事業者のネットワークを利用する際には、接続約款に基づき最低限の条件により設備開放が義務付けられる接続によるものが多数を占めていたが、技術の進展により、多様なネットワーク構成が可能になったこともあり、相対協議が可能であることから、より自由なネットワーク構築が可能となる卸役務の利用に対するニーズが高まり、近年、MNO から卸役務の提供を受けた MVNO の参入や、一種指定事業者による光回線サービスの卸売の本格的な開始といった状況が生じてきている。
- こうした状況において、一種指定設備・二種指定設備はそれぞれの市場で一定のシェアを占めるため他事業者の事業展開上重要な設備であるところ、相対協議による自由な取引が認められている卸役務については、その提供に関する情報が公表されておらず、その性質上透明性は確保されていない。そのため、当該卸役務の提供を受けようとする者にとっては、どのようなサービスが提供されているか、また、その提供条件に関する公平性・適正性が担保されているかが分からず、利用すべきネットワークを適切に選択することが困難であるため、当該卸役務の適正かつ円滑な利用が進まず、卸役務の提供を受けて参入する事業者が増えず、事業者間の競争が停滞するおそれが生じている。

※ 卸電気通信役務：電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務のこと。電気通信事業者は、卸役務の提供を受けることにより、他の電気通信事業者からネットワークを調達して、自らの役務として提供することが可能となる。（電気通信設備間の「接続」とは異なり、卸役務の提供を受けた電気通信事業者は自身の電気通信設備を持たずに、自らの役務として提供することが可能。）

#### （エ）移動通信市場における禁止行為規制の見直し

- 禁止行為規制は、市場支配的事業者<sup>\*1</sup>と他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、支配的事業者が行う「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こす蓋然性が著しく高く看過し得ない行為」を類型化<sup>\*2</sup>し、あらかじめ禁止する制度である。
- 現在、移動通信市場においては、競争の進展により支配的事業者のシェアが低下し、他の二種指定事業者とのシェアが近接化するとともに、これに伴って MVNO 等の二種指定事業者以外の事業者が支配的事業者以外の二種指定事業者から役務の提供を受けやすくなってきている。また、汎用の携帯電話端末・通信設備が市場の主流を占める等の市場の環境変化により、端末メーカー等の事業者に対する支配的事業者の影響力は低下してきている。
- 移動通信市場では、技術の進展に伴って、二種指定事業者等と異業種から MVNO として参入する電気通信事業者が連携した新サービス・新事業の創出<sup>\*3</sup>による利用者利便の向上が求められているところ、この異業種との連携について、他の二種指定事業者等は自由に連携を行える一方で、禁止行為（特定の事業者に対する不当な優先的取扱い）に該当する可能性があるために支配的事業者がこれを行うことが困

難な状況にあるなど、支配的事業者と他事業者の競争条件の違いが市場の実態に合わなくなっており、適正な競争環境における電気通信の健全な発達が阻害され、利用者利便の向上が図られなくなるおそれが生じている。

※1 固定通信市場における支配的事業者：一種指定設備を設置する電気通信事業者  
(平成27年3月現在 NTT 東西が該当)

移動通信市場における支配的事業者：二種指定事業者のうち、一定の収益シェアを超える者として指定された者(平成27年3月現在 NTT ドコモを指定)

※2 法第30条第3項各号で禁止行為を規定している。

- ・第1号：接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供の禁止
- ・第2号：特定の事業者に対する不当な優先的取扱い等の禁止
- ・第3号：製造業者等への不当な規律・干渉の禁止

※3 携帯事業者(MNO)が、自動車業界から参入する事業者に役務を提供し、当該事業者が通信機能付きカーナビ(インターネットに接続することにより最新の地図や音楽等をダウンロードする機能等を備えたもの)を提供すること等

## (2) 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

1(1)のとおり、電気通信市場における利用者の利益は、電気通信事業者間の公正・適切な競争によりもたらされるものであることから、公正な競争を促進するため、以下の所要の規定整備を行う必要がある。

### (ア) 電気通信事業の登録の更新制度の導入

#### ① 新設又は改廃の目的

一種指定事業者又は二種指定事業者は、それぞれの市場において一定のシェアを有し社会経済の基盤となる通信インフラ(一種指定設備・二種指定設備)を設置しており、通信インフラの高度化・サービスの安定的な提供や公正競争の担保のために特に重要な役割を有することから、合併等の経営基盤や事業運営体制に大きな影響を与える可能性のある変動があった場合には、事業を適確に遂行することが可能な経理的基礎や体制が担保されているか、電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者でないかについての審査を行う必要がある。同審査による確認により、一種指定事業者・二種指定事業者がその役割を継続的に果たすことができるようになり、電気通信の健全な発達が進み、もって利用者利便の向上に資することを目的とする。

#### ② 新設又は改廃の内容

電気通信事業の登録を受けた者の設備について、一種指定事業者や二種指定事業者が合併・株式取得等を行った場合(新設合併をした場合において、新設会社が新たに指定を受けた場合を含む。)等、経営基盤・事業運営体制や公正競争に大きな影響が生じるような変動があったときは、3か月以内に電気通信事業の登録の更新を要することとし、その際、経理的基礎・事業運営体制、電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者でないかについて審査することとする(法第12条の2)。

#### ③ 新設又は改廃の必要性

現行制度上、一種指定事業者及び二種指定事業者を含む登録電気通信事業者について、合併等が行われた場合は事後に届出を行えば足りることとなっていることから、

合併等が行われた場合、その審査を行うことができない。また、参入時の登録要件には、事業を適確に遂行するための経理的基礎や体制を有していることは含まれていない。したがって、一種指定事業者及び二種指定事業者が合併等を行った場合（新設合併をした場合において、新設会社が新たに指定を受けた場合を含む。）であっても、事業を適確に遂行するための経理的基礎や体制を有しているか、また、電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者でないかをチェックすることが困難な状況にある。

一種指定設備・二種指定設備の重要性及び電気通信の健全な発達に資する役割に鑑みれば、これら設備を設置する一種指定事業者・二種指定事業者については、その経営基盤や事業運営体制に変動があるような場合には、これを審査することが必要である。

## **(イ) 二種指定設備との接続に関する制度の見直し**

### **①新設又は改廃の目的**

MVNO と二種指定設備との適正かつ円滑な接続を確保し、多様な事業者のサービス提供による利用者利便の向上を図ることを目的とする。

### **②新設又は改廃の内容**

二種指定事業者に対し、(i) 二種指定設備の有する機能に係る情報など接続を円滑に行うために必要な情報提供を行う努力義務を課し（法第34条第7項）、(ii) 総務大臣に届け出た接続約款の変更命令の対象に以下を追加する（法第34条第3項各号）。

- a) MVNO の利用が想定される接続箇所について、技術的困難性や設備の改修・維持コストを考慮して、接続が確保されるべき標準的なもの（標準的接続箇所）を省令で定めることとし、その接続箇所における技術的条件が届け出た接続約款に記載されていないとき。
- b) 総務省令で定める機能ごとの接続料が届け出た接続約款に記載されていないとき。
- c) 総務省令で定める方法により接続料が算定されていないとき。

### **③新設又は改廃の必要性**

#### **(i) 円滑な接続に必要な情報提供を行う努力義務**

MVNO が二種指定設備と接続して迅速にサービス提供するためには、MNO の設備が提供している通信機能や付加的な機能について事前の情報提供が重要となるため、二種指定事業者に対し、当該設備が提供可能な機能や新たに追加予定の機能など、当該設備との円滑な接続を行うために必要となる情報を提供することを促す必要がある。

#### **(ii) 接続約款記載事項の追加**

二種指定事業者と同様の設備を持たない MVNO は、二種指定設備に関する十分な情報を有していないため、優位な交渉力を持つ二種指定事業者との間の接続協議では、新たなサービスを提供するために必要な通信機能等の利用を実現することや、接続料原価やその算定方法について、協議を円滑に進めることが困難となっている。MVNO の参入を促進し、当該 MVNO も含めた事業者間競争を促進するためには、二種指定事業者の接続約款に、総務省令で定める適正な方法で算定した機能ごとの接続料等を予め記載しておく必要がある。

## **(ウ) 一種指定設備・二種指定設備を用いる卸電気通信役務の業務開始届出制の導入**

### ①新設又は改廃の目的

一種指定設備・二種指定設備を用いる卸電気通信役務の業務開始時に届け出られた情報を総務大臣が整理し、その内容をリスト形式で公表することにより、卸役務の内容の公平性・適正性、及びその手続きの透明性を確保し、一種指定設備・二種指定設備を利用したい事業者において適切にネットワークを選択するとともに公平・適正な契約が出来るようにし、卸役務の利用を促進し、もって多様な事業者の参入を促進することを目的とする。

### ②新設又は改廃の内容

一種指定事業者・二種指定事業者に対し、一種指定設備・二種指定設備を用いる卸役務の提供の業務を開始したときは、当該卸役務の提供の業務を開始した旨、当該卸役務の種類等を総務大臣に届け出ることを義務付ける。(法第 38 条の 2)。

この届け出られた情報を総務大臣が整理し、リスト形式でインターネット等により公表することとする。(法第 39 条の 2 第 3 号)

### ③新設又は改廃の必要性

一種指定設備・二種指定設備は市場の一定のシェアを占める設備であり、これを用いる卸役務の提供は他事業者（当該設備を設置する事業者以外の事業者）のネットワーク構築に重要なものとなっている。このネットワークを利用したい他事業者の適切な選択を可能とするため、卸役務の内容の公平性・適正性及びその手続きの透明性を確保する必要があるが、卸役務の提供に関する情報が現在には十分には得られないことから、一種指定設備・二種指定設備を用いる卸役務の提供の業務を開始した際の届出により情報を得られるようにする必要がある。

## (エ) 移動通信市場における禁止行為規制の見直し

### ①新設又は改廃の目的

競争の進展による支配的事業者の市場におけるシェアの低下や市場環境の変化による支配的事業者の影響力の低下に伴い、支配的事業者が行ったとしても他の事業者との間の適正な競争関係を阻害するおそれがある行為について、支配的事業者が行うことが出来るようにすることで、競争の適正化を図るとともに、異業種から参入する事業者等と連携した多様な新サービス・新事業を創出するなどの新たな事業展開により利用者利便を向上することを目的とする。

### ②新設又は改廃の内容

現在、固定通信市場における支配的事業者及び移動通信市場における支配的事業者について、法第 30 条第 3 項第 1 号（接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供の禁止）、第 2 号（特定の事業者に対する不当な優先的取扱い等の禁止）及び第 3 号（製造業者等への不当な規律・干渉の禁止）の行為を禁止している。

そのうち、移動通信市場における支配的事業者について、移動通信市場の環境変化を踏まえ、同条第 2 号の行為については、同一グループ内の事業者に関するもの<sup>\*</sup>のみ禁止するとともに、同条第 3 号の行為は禁止対象から除くこととする。

※ 支配的事業者と同一グループに属する他の事業者に対しては、構造的に競争環境に弊害を及ぼす可能性が高い（グループ内の事業者をグループ外の事業者よりも優遇するおそれが高い）と考えられるため、引き続き禁止行為の対象とする。

### ③新設又は改廃の必要性

支配的事業者は、禁止行為に該当する行為であることを理由に、異業種と連携した新たなサービスの提供を行うことが困難な状況にある。しかしながら、競争の進展による支配的事業者のシェアの低下・他の事業者とのシェアの近接化や、市場の環境変化による(端末メーカー等の事業者に対する)その影響力の低下を踏まえ、支配的事業者と他の事業者との競争条件を同等にするとともに、その競争を促進し新事業・新サービス創出による利用利便の向上に資するため、適正な競争関係を阻害するおそれがない行為について禁止行為の対象から除外する必要がある。

## ○関連する主要な政策

情報通信（ICT政策） 政策12「情報通信技術利用環境の整備」

## ○法令の名称・関連条項とその内容 ※改正案の条文

### ○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

#### （ア）電気通信事業の登録の更新制度の導入

- ・第12条の2(一種指定事業者及び二種指定事業者による合併、株式取得等があった場合の登録の更新義務)
- ・第174条第1項第1号(手数料)

#### （イ）二種指定設備との接続に関する制度の見直し

- ・第34条第3項(二種指定設備に係る接続約款の変更命令)
- ・第34条第7項(二種指定設備に係る情報提供の努力義務)

#### （ウ）一種指定設備・二種指定設備を用いる卸電気通信役務の業務開始届出制の導入

- ・第38条の2(一種指定設備・二種指定設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務開始に係る事後届出義務)
- ・第39条の2第3号(一種指定設備・二種指定設備に関する情報の公表)
- ・第188条第1号(罰則)

#### （エ）移動通信市場における禁止行為規制の見直し

- ・第30条第3項(移動通信市場における支配的事業者に対する行為規制)

## 2. 規制の新設又は改廃案の規制の費用及び便益

### （ア）電気通信事業の登録の更新制度の導入

#### (1) 規制の費用

##### ① 遵守費用

一種指定事業者・二種指定事業者においては、参入時の登録審査に加え、合併・株式取得等を行った際には、登録の更新のために審査の手続が必要となるため、更新を受けるために書類を用意する等の事務的負担が発生する。また、登録の更新にかかる手数料の負担が発生する。

##### ② 行政費用

参入時の登録審査に加え、登録の更新時にもその内容を審査するための事務的負担が発生する。



### ③その他の社会的費用

特にない。

## (2) 規制の便益

### ①遵守便益

一種指定事業者・二種指定事業者は、登録の更新を受けることにより、経理的基礎や事業運営体制等を備えていること等が担保され、事後的に業務改善命令等の処分を受けるリスクを回避することが出来る。

### ②行政便益

一種指定事業者・二種指定事業者の経理的基礎や体制をこれに変更が生じるような場合に確認することで、当該事業の開始後に、財務的な理由で事業の遂行に問題が生じるなど公正な競争環境の維持に問題が生じた場合の対応（業務改善命令等）を迅速に行うことができるので、結果的に費用が低下する。

### ③その他の社会的便益

一種指定事業者・二種指定事業者による安定的なサービスの提供が確保されるとともに、電気通信市場における公正な競争が促進され、国民生活や社会経済の基盤となる通信サービスに係る利用者料金の低廉化やサービスの多様化が期待できる。

## (イ) 二種指定設備との接続に関する制度の見直し

## (1) 規制の費用

### ①遵守費用

- ・ 二種指定事業者について、総務大臣に届け出る接続約款に記載する事項の追加及び接続料の算定方法を総務省令で定める方法による必要が生じるため、追加された内容に係る接続約款を作成するための事務的負担及び接続料の算定方法が総務省令で定める方法によっていない場合にはこれを変更する事務的負担が増加する。ただし、接続約款の届出自体はこれまでも義務付けられていたものであり、届出書の記載事項の追加、変更が必要となる点も多くはないため、過度に追加的な負担はない。
- ・ 二種指定事業者について、円滑な接続に必要な情報提供を行うための事務的負担が発生するが、当該情報提供は、これまでの他事業者との交渉の過程で通常は為されているものであるため、過度に追加的な負担はない。

### ②行政費用

二種指定事業者の接続約款記載項目が増加することで、その内容を検証し、約款の変更命令が必要か否かを判断するための事務的負担が発生する。ただし、接続約款の届出自体はこれまでも義務付けられていたものであり、届出書の記載事項の追加、変更が必要となる点も多くはないため、過度に追加的な負担はない。

### ③その他の社会的費用

特にない。

## (2) 規制の便益

### ①遵守便益

二種指定事業者が接続料や接続条件等を接続約款に記載することで、接続協議の透明性や契約内容の適正性・公平性が確保されるとなり、円滑な接続が促進され、協議不調によるMVNOからの裁定申請が減ることが見込まれ、二種指定事業者の対応費用が低下する。

## ②行政便益

二種指定事業者とMVNOの間の接続協議に関し、接続料や接続条件等が接続約款に予め定められ、円滑な接続に必要な情報が予め提供されることで、接続協議の透明性、契約内容の適正性・公平性及び円滑な協議の進展が確保され、事業者間の協議不調による裁定の申請等があった際の調整に係る費用が低下する。

## ③その他の社会的便益

- ・ 円滑な接続に必要な情報提供が行われることで、接続協議を円滑に進めることが可能となり、MVNOが効率的な事業経営ができるようになる。
- ・ MVNOが適正な料金で設備を借りることが可能となり、MVNOを含めた事業者間競争が進展し、国民生活や社会経済の基盤となる携帯電話サービスに係る利用者料金の低廉化やサービスの多様化が期待できる。
- ・ 接続料・接続条件の透明性確保により、異業種からの参入や既存事業者との連携が増加し、イノベーションによる多様なサービスの登場が期待できる。

## (ウ) 一種指定設備・二種指定設備を用いる卸電気通信役務の業務開始届出制の導入

### (1) 規制の費用

#### ①遵守費用

一種指定事業者・二種指定事業者について、一種指定設備・二種指定設備を用いる卸役務の提供の業務を開始した際は、その旨、当該役務の種類等を総務大臣に届け出なければならぬため、届出を行うための事務的負担が発生する。

#### ②行政費用

一種指定事業者・二種指定事業者が総務大臣に届け出た一種指定設備・二種指定設備を用いる卸役務に関する情報について、これを整理・公表するための事務的負担が発生する。

#### ③その他の社会的費用

特になし。

### (2) 規制の便益

#### ①遵守便益

一種指定設備・二種指定設備に関する情報が公表されることにより、他事業者（当該設備を設置する事業者以外の事業者）による当該設備を用いた卸役務の円滑な利用が促進されることになり、一種指定設備・二種指定設備の利用率が向上し、もって一種指定事業者・二種指定事業者の業績上昇が見込まれる。

また、一種指定設備・二種指定設備に関する情報が公表され、卸役務の内容の公平性・適正性及びその手続の透明性が確保されることで、卸役務の円滑な利用が促進され、卸役務の提供に係る協議不調等によるMVNOからの裁定申請が減ることが見込まれ、二種指定事業者のこれに対応する費用が低下する。

#### ②行政便益

一種指定設備・二種指定設備に関する情報が公表され、卸役務の内容の公平性・適正性及びその手続の透明性が確保されることで、一種指定設備・二種指定設備を用いる卸役務の円滑な利用が促進されるため、事業者間の卸役務に関する契約締結に係る紛争発生のおそれが減少し、行政において当該紛争を処理するための費用が低下する。

### ③その他の社会的便益

- ・ 一種指定設備・二種指定設備に関する情報が公表され、卸役務の内容の公平性・適正性及びその手続の透明性が確保されることで、卸役務の円滑な利用が可能となり、MVNO が参入しやすくなる。
- ・ 卸役務の円滑な利用が促進されることで、新たな事業者の参入が進み、これらのネットワークを用いた多様な事業者による活発な競争が行われ、多様で低廉なサービスが提供されることから、利用者の利便が増進する。

## (エ) 移動通信市場における禁止行為規制の見直し

### (1) 規制の費用

#### ①遵守費用

特にない。

#### ②行政費用

特にない。

#### ③その他の社会的費用

禁止の対象でなくなった行為であっても、事後的に業務改善命令の対象となるような行為を支配的事業者が行えば、市場における適正な競争関係が阻害されるリスクがある。

### (2) 規制の便益

#### ①遵守便益

これまで禁止行為に類型化されていたために行うことができなかった行為であっても、支配的事業者は行うことが出来るようになり、新事業・新サービスの創出といった新たな事業展開が可能となる。

#### ②行政便益

禁止行為については、これに該当する行為を行っているとき、総務大臣は行為の停止又は変更命令を行うことが出来るとされている。外形的に禁止行為に該当していると認められれば、実際には不当な競争を引き起こすものではなく、行為の停止命令等を出す必要がなくても、命令を出す必要性を検討しなくてはならないが、今般、禁止行為の対象を緩和することにより、その検討費用が減少することとなる。

#### ③その他の社会的便益

支配的事業者による新事業・新サービス創出が促進され、消費者は新しく多様なサービスを利用出来るようになる。

## 3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

法律の施行後3年を経過した場合において、改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしていることから、分析対象期間を3年間とする。

### (ア) 電気通信事業の登録の更新制度の導入

規制の見直しに伴う費用については、事業者と行政の事務的負担及び事業者の登録手数料（今後政令において、登録簿の更新に必要な事務作業等を考慮の上検討することとなるが、登録免許税より少ない負担額を想定）が増加する。ただし、現状でも事

業の内容に変更があった場合には変更登録等が必要になること、また変更登録に際しては、登録免許税法により登録免許税が課されることを考慮すれば、その負担の増加は限定的であると考えられる。一方、規制による便益は、規制を受ける事業者及び行政にかかるリスク（業務改善命令等の発動にかかるもの）を回避することができる他、一種指定事業者・二種指定事業者による安定的なサービスの提供が確保され、市場の競争環境が保たれることなど、その影響の及ぶ範囲が広大であり、国民生活や社会経済の基盤となる通信サービスの安定的な提供が確保されるものであることから、費用に比して、便益が大きいものと評価できるため、当該規制は適切であるとする。

#### **(イ) 二種指定設備との接続に関する制度の見直し**

規制の費用について、事業者と行政に過度な負担とは言えない事務的負担が増加する。他方で、MVNOについては、接続協議の透明性や契約内容の適正性・公平性が確保され効率的な事業経営ができるようになり、行政においては、事業者間の協議不調による裁定等の費用が低下（また、MNOにおいてはMVNOからの裁定申請等に対する対応費用が低下）することになる。さらには、MVNOの参入により競争が促進し、国民生活や社会経済の基盤となる携帯電話サービス等の料金低廉化やイノベーションによる多様なサービスの登場が期待されるなど、その便益は市場全体及び国民に多大な便益が期待できるため、当該規制は適切であるとする。

#### **(ウ) 一種指定設備・二種指定設備を用いる卸電気通信役務の業務開始届出制の導入**

規制の費用について、事業者には事後届出に係る事務的な負担が発生し、また、行政には届出内容を整理・公表するための事務的な負担が発生する。他方で、一種指定事業者・二種指定事業者と他事業者の間で卸役務の円滑な利用が促進される結果として、新たな事業者の参入が進み市場が活性化し、多様で低廉なサービスが利用者に提供されることとなり、利用者の利便が増進する等、発生する費用と比較して、多大な便益が期待できるため、当該規制は適切であるとする。

#### **(エ) 移動通信市場における禁止行為規制の見直し**

禁止の対象でなくなった行為であっても、事後的に業務改善命令の対象となるような行為を支配的事業者が行えば、市場における適正な競争関係が阻害されるリスクがあるが、あくまで今回の規制緩和は適正な競争関係を阻害するおそれが高くなった行為のみを対象にしているため、その可能性は極めて低い。他方で、支配的事業者は、これまで禁止行為とされてきた行為が行えるようになり、当該事業者による新事業・新サービス創出が促進されることとなり、これらサービスを消費者が利用することが可能となる等の便益の発生が見込まれることから、当該規制の見直しは適切であるとする。

## **4. 規制の新設又は改廃案と代替案との比較**

### **(ア) 電気通信事業の登録の更新制度の導入**

#### **(1) 代替案**

一種指定事業者・二種指定事業者について、合併・株式取得等のタイミングだけではなく、一定期間ごとに定期的に登録の更新を求めることとする。

## **(2) 代替案の規制の費用**

### **① 遵守費用**

一種指定事業者・二種指定事業者はその経営基盤や体制等に大きな変更が生じることがなくとも、必ず定期的に登録の更新に必要な申請作業等を行う事務的負担が生じる。

### **② 行政費用**

一種指定事業者・二種指定事業者の経営基盤や体制等に大きな変更が生じていないことも、これを定期的に審査しなければならず、事務的負担が発生する。

### **③ その他の社会的費用**

特になし。

## **(3) 代替案の規制の便益**

### **① 遵守便益**

一種指定事業者・二種指定事業者は、定期的にその経理的基礎や事業運営体制等を審査されることにより、事後的に業務改善命令等の処分を受けるリスクを回避することとなる。

### **② 行政便益**

一種指定事業者・二種指定事業者の経理的基礎や事業運営体制を定期的に確認することで、当該事業の開始後に、財政的な理由で事業の遂行に問題が生じるなど公正な競争環境の維持に問題が生じた場合の対応（業務改善命令等）を行う費用が低下する。

### **③ その他の社会的便益**

一種指定事業者・二種指定事業者による安定的なサービスの提供が確保されるとともに、電気通信市場における公正な競争が促進され、国民生活や社会経済の基盤となる通信サービスに係る利用者料金の低廉化やサービスの多様化が期待できる。

## **(4) 代替案との比較結果**

改正案では、合併等が行われた場合にのみ登録の更新のための費用が発生するが、代替案では、一種指定事業者・二種指定事業者の経営基盤や事業運営体制等に特段の変更事由が生じていない場合にも定期的に登録更新を義務付けることとなり、事業者にも行政にも改正案よりも多くの負担が生じることとなる。

他方、合併等経営基盤に大きな影響を与える事由が生じた場合に経理的基礎の確認を行えば、事後的に業務改善命令を行う必要性は大きく減少するため、改正案でも代替案でも同等の便益を確保することが可能である。

よって、より少ない費用で同等の便益を確保することが可能である、改正案が適当であると考えられる。

## **(イ) 二種指定設備との接続に関する制度の見直し**

### **(1) 代替案**

二種指定事業者の接続約款を認可制（一種指定設備を設置する事業者（一種指定事業者）に対する規律と同様の規律）とした上で、接続約款の記載事項等を追加する。

### **(2) 代替案の規制の費用**

#### **① 遵守費用**

二種指定事業者は、接続約款の作成・変更に当たり、総務大臣の認可申請を行うための費用及び認可を受けるまでの時間を要することとなる。

## ②行政費用

一種指定事業者と同様の規律として、接続約款を認可制とする場合、認可申請を受けて、審議会への諮問及び意見募集を行った上で、認可が適当かを判断する必要があるため、届出制と比較して、過度に追加的な事務的負担が発生する。

## ③その他の社会的費用

特にない。

## (3) 代替案の規制の便益

### ①遵守便益

円滑な接続協議が促進され、協議不調によるMVNOからの裁定申請が減少し、二種指定事業者の対応費用が一層低下する。また、届出制の場合、届け出た接続約款が事後的に変更命令を受ける懸念が存在し続けることになるが、認可制の場合はそのような懸念は存在せず、安定的な事業運営が可能となる。

### ②行政便益

円滑な接続協議が促進され、協議不調によるMVNOからの裁定申請が減少し、裁定の申請等があった際の調整に係る費用が一層低下する。

### ③その他の社会的便益

MVNO等の二種指定設備を利用する事業者のうち、新たな設備や機能等を必要としない者にとっては、認可の手續に時間を要したとしても、行政による審査を受けた接続約款の方が、より適正性・公平性が確保されたものとして懸念が存在しなくなり、より安心して接続を行い、新サービスを提供することが可能となる。

しかし、認可制とした場合、二種指定事業者が、無線技術の進展に伴う設備の更改や新機能の追加等を行った場合でも、接続約款の変更の認可を受けるまでは、異業種からの参入を含むMVNOは、当該設備や機能を用いることができず、国民生活や社会経済の基盤となる携帯電話サービス等について、迅速に柔軟なサービスを展開することが困難となってしまう。

## (4) 代替案との比較結果

改正案では、届出書の記載事項の追加、変更等が必要となり、二種指定事業者及び行政にとって一定の事務的負担が増加するが、代替案では、これに加え、審議会への諮問等が必要となるため、行政にとって更なる人的、時間的コストを要することとなる。

他方、行政による確認を行った接続約款によって、二種指定事業者とMVNOとの間の接続協議が円滑に行われ、裁定等の申請に対応する費用が減少する点は、改正案も代替案も共通している（減少の程度は若干、代替案の方が大きくなることが見込まれる）。また、接続協議の円滑化により、MVNOが効率的な事業経営を行えるようになる点や、MVNOを含めた事業者間競争の進展による、サービスの多様化等の社会的便益が期待できる点についても、改正案・代替案に共通している。しかしこれら社会的便益については、技術やサービスの進展が著しい移動通信市場においては、認可に多くの時間を要する代替案では、MVNOが迅速に柔軟なサービスを展開する上で大きな障害となり、得られる便益が大幅に低下してしまうことが見込まれる。

よって、代替案と改正案を比較すると、費用について代替案の方が多く、便益に

ついて改正案の方が大きくなることから、代替案ではなく改正案が適当であると考えられる。

#### **(ウ) 一種指定設備・二種指定設備を用いる卸電気通信役務の業務開始届出制の導入**

代替案なし。

【理由】情報を取得するための手段としては、届出以外には報告徴収が考えられるが、既に現行法において報告徴求（法第 166 条）が規定されているため。

#### **(エ) 移動通信市場における禁止行為規制の見直し**

##### **(1) 代替案**

移動通信市場における禁止行為規制を全て廃止する。

##### **(2) 代替案の規制の費用**

###### **① 遵守費用**

適正な競争関係を阻害するおそれがない行為のみならず、構造的に競争環境に弊害を及ぼす可能性が高いと考えられる支配的事業者と同一グループに属する他の事業者に対する優遇等まで禁止対象から外すこととなれば、禁止行為には当たらないため行った行為が、事後的に業務改善命令の対象となるリスクが増加することとなる。

###### **② 行政費用**

適正な競争関係を阻害するおそれがない行為のみならず、構造的に競争環境に弊害を及ぼす可能性が高いと考えられる支配的事業者と同一グループに属する他の事業者に対する優遇等まで禁止対象から外すこととなれば、事後的に業務改善命令を行う事例が増加する可能性が高くなり、これに対応する費用が発生することとなる。

###### **③ その他の社会的費用**

適正な競争関係を阻害するおそれがない行為のみならず、構造的に競争環境に弊害を及ぼす可能性が高いと考えられる支配的事業者と同一グループに属する他の事業者に対する優遇等まで禁止対象から外すこととなれば、事後的に業務改善命令を行う事例が増加する可能性が高くなり、市場における適正な競争関係が阻害される可能性も高まる。

##### **(3) 代替案の規制の便益**

###### **① 遵守便益**

これまで禁止行為に類型化されていたために行うことができなかった全ての行為を支配的事業者は行うことが出来るようになり、新事業・新サービスの創出といった新たな事業展開がより広く可能となる。

###### **② 行政便益**

禁止行為については、これに該当する行為を行っているとき認めるときには、総務大臣は行為の停止又は変更命令を行うことが出来ることとされている。外形的に禁止行為に該当していると認められれば、実際には不当な競争を引き起こすものではなく、行為の停止命令等を出す必要がなくても、命令を出す必要性を検討しなくてはならないが、禁止行為規制を全廃すれば、その検討費用がなくなる。

###### **③ その他の社会的便益**

支配的事業者による新事業・新サービス創出がより多く促進され、消費者はより

新しく多様なサービスを利用出来るようになる。

#### **(4) 代替案との比較結果**

代替案では、改正案と比較して規制による新たな費用が発生する一方で、支配的事業者が行うことの出来る行為がより広がるため、当該事業者による新事業・新サービス創出がより促進されることとなり、これらサービスを利用者が選択することが可能となる等の便益の発生が見込まれる。

しかしながら、適正な競争関係を阻害するおそれが未だ高い行為まで行うことを認めれば、競争環境に悪影響を与える危険性が高い。また、代替案によって支配的事業者が行うことが可能となる行為は、同一グループ内の事業者との連携が想定されるが、新事業・新サービス創出の促進について、異業種から参入してくる事業者との連携と比較して、同一グループ内の（同業種の）事業者との連携により新事業・新サービスが創出される可能性は高くないと考えられる。したがって、代替案は改正案よりも費用が増加する一方で、得られる便益は大きくないことから、代替案ではなく改正案が適当であると考えられる。

### **5. 有識者の見解、評価に用いた資料その他関連事項**

#### **(1) 有識者の見解**

##### **(ア) 電気通信事業の登録の更新制度の導入**

①日本再興戦略（平成 25 年 6 月）及び②情報通信審議会答申（平成 26 年 12 月）において、それぞれ以下の内容が示されており、これを反映したものである（以下概要）。

- ① 圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラを有線・無線の両面で我が国に整備することで、そのインフラを利用するあらゆる産業の競争力強化を図る。このため、情報通信分野における競争政策の更なる推進等により、OECD 加盟国のブロードバンド料金比較（単位速度当たり料金）で、現在の1位を引き続き維持することを目指す。
- ② 設備設置事業者による競争の縮退を招くおそれの高い MNO 間の合併や株式取得等、グループ化に係る資本関係の取引について、総務省が審査を行うことを可能とする規律等を導入することが適当である。

##### **(イ) ~ (エ)**

情報通信審議会の答申（平成 26 年 12 月 18 日）において、以下の内容が示されており、これを反映したものである（以下概要）。

##### **(イ) 二種指定設備との接続に関する制度の見直し**

- ・ 二種指定制度については、接続約款の事前届出制を維持しつつ、事業者間協議だけでは基本的な機能が迅速にアンバンドルされない場合に、ガイドラインでなく法令により迅速に機能の解放が実現されるよう規定を整備することが適当である。また、同様の観点から接続請求に係る手続等が接続約款に規定されない場合に接続の迅速性を確保するための対応が可能となるような規定等、MVNO が MNO のネットワークを適正な料金で迅速かつ確実に利用できるようにするための規定も整備することが適当である。



#### **(ウ) 一種指定設備・二種指定設備を用いる卸電気通信役務の業務開始届出制の導入**

- ・ 卸役務の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。

#### **(エ) 移動通信市場における禁止行為規制の見直し**

- ・ 2020年代に向けて、ICTは様々な分野・産業との連携を図ることで、その分野におけるイノベーションを促進し、新たな付加価値をもたらすことが期待されている。こうした新事業・新サービスの創出を促進するためには、連携サービスの進展を促すことが望ましく、異業種との連携を加速させる観点から、本規律（不当な優先的取扱い等の禁止）については緩和する方向で見直すことが適当である。
- ・ 現在、市場支配的事業者の影響力が相対的に低下していることを踏まえると、不当な規律・干渉が行われたとしても、弊害が著しく看過できないものとなるおそれがあるとまではいえない状況にあると考えられ、本規律（不当な規律・干渉の禁止）については、撤廃する方向で見直すことが適当である。

### **(2) 評価に用いた資料その他関連事項**

- ・ 日本再興戦略「世界最高レベルの通信インフラの整備」  
([http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou\\_jpn.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf))
- ・ 情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」  
([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000337511.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000337511.pdf))

## **6. レビューを行う時期又は条件**

法律の施行後3年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。